

令和2年度

安芸高田市奨学金のしおり

この奨学金は、学生本人が貸付を受けますので、将来、学生本人が返済する必要があります。奨学金の貸し付けを希望する方は、資格条件や返還方法について理解の上、申し込み手続きを行ってください。

○奨学生の資格条件

次のⅠからⅦをすべて満たすこと

- Ⅰ 奨学金の貸付を希望する方が、令和2年度(2020年度)に高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、大学(大学院を除く)、短期大学、特別支援学校高等部、専修学校の高等課程および専門課程、各種学校のいずれかに在学していること。
- Ⅱ 奨学金の貸付を希望する者(本人)又は、扶養している家族が1年以上安芸高田市内に住所を有すること。
- Ⅲ 連帯保証人(債務を保証する能力のある者)2名を立てられること。
(親権者1名・広島県内に1年以上居住がある者で親権者と同一生計でないもの1名)
- Ⅳ 経済的理由により修学が困難であると認められること。(市が定める基準あり。)。
※収入の目安 4人世帯【父:給与収入、母:無収入、本人(大学生)、弟妹(中学生)1人】
を想定した場合 639万円以下
- Ⅴ 他の奨学金を受けていないこと。(入学準備金や高等学校等就学支援金は可)
- Ⅵ 学習状況が良好であると認められる者であること。

○奨学金の貸付内容

Ⅰ 奨学金月額・期間

奨学金は、区分ごとに次の貸付月額を無利子でお貸します。

区分		貸付月額(円)	
高等学校※ 専修学校 (高等課程)	国・公立	自宅通学	13,000円
		自宅外通学	16,000円
	私立	自宅通学	21,000円
		自宅外通学	25,000円
大学 (大学院を除く)	国・公立	自宅通学	29,000円
		自宅外通学	34,000円
	私立	自宅通学	36,000円
		自宅外通学	43,000円
短期大学 専修学校	国・公立	自宅通学	29,000円
		自宅外通学	34,000円

(専門課程)	私立		自宅通学	35,000円
			自宅外通学	40,000円
高等専門学校	国・公立	1年～3年	自宅通学	15,000円
			自宅外通学	16,500円
		4年～5年	自宅通学	29,000円
			自宅外通学	34,000円
	私立	1年～3年	自宅通学	22,000円
			自宅外通学	25,000円
		4年～5年	自宅通学	35,000円
			自宅外通学	40,000円
各種学校			自宅通学	21,000円
			自宅外通学	25,000円

※ 「高等学校」には、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部を含む。

※ 「専門職大学」は、大学、「専門職短期大学」は、短期大学とする。

II 貸付方法

奨学生本人名義の預金口座に毎月振込みます。

III 貸付期間

貸付期間は、その学校を卒業するために必要な最短期間(正規の修業期間)とします。

○申請手続き

所定の申請用紙で、次のとおり申請してください。

I 申請時提出書類

- ① 奨学金貸付申請書(様式第1号)
- ② 世帯全員の所得額を証明する書類 (控除額のわかるもの)
(源泉徴収票や確定申告書の写し【令和2年度(令和元年分)所得額】)
- ③ 在学証明書(貸付を受ける年度に発行されたもの) ※入学後に入手してください。
- ④ 世帯全員の記載のある住民票
- ⑤ 個人情報閲覧に関する同意書

II 受付期間

令和2年2月3日(月)から令和2年4月20日(月)まで

III 提出先

安芸高田市教育委員会 教育総務課 (安芸高田市吉田町吉田 761 番地 クリスタルアージュ3階)

※ 郵送による申請は、受け付けません。申請書類は必ずご持参ください。

○奨学生の決定と結果後の手続き

I 奨学生の決定方法

安芸高田市奨学金審査会(6月上旬頃)での審査を経て決定し、その結果を6月下旬までに申請者に通知します。

II 貸付決定後の提出書類

貸付の決定通知を受けた方は、通知を受けた日から10日以内に次の書類を提出してください。

- ① 誓約書
- ② 口座振込依頼書
- ③ 印鑑登録証明書(連帯保証人2人分)
- ④ 令和元年度(平成30年分)市県民税納税証明書(連帯保証人2人分)

※ 貸付決定後に奨学金の貸付を辞退される場合は、「奨学金貸付辞退届(様式第4号)」を提出してください。

※ 特別な理由もなく提出期間内に書類を提出されない場合は、貸付を辞退したものとみなします。

○貸付の休止と停止

次のようなときは、奨学金の貸付を休止又は停止することがあります。

I 貸付の休止

奨学生が休学したときは、休学中の期間、貸付を休止します。

II 貸付の停止

- ① 奨学生としての資格を喪失したとき
- ② 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- ③ 奨学金を貸し付けることが適当でないと認められたとき

○奨学金の返還

奨学金の貸付が満了又は貸付停止された時は、速やかに返還計画を立て、その計画に沿って返還をしていただきます。

I 返還時期と期間

貸付期間終了後、6か月経過後から20年以内の期間で、月賦、半年賦又は年賦の方法で、貸付総額に応じて定める金額を下回らない額を返還計画書に基づき返還していただきます。

II 提出書類

① 借用証書(様式第 16 号)

※連帯保証人は、奨学生の返還が滞納した場合に、債務を負担していただくことになります。

② 奨学金返還計画書(様式第 17 号)

③ 卒業届(様式第 10 号) ※卒業証明書を添付

III 返還方法

市の指定納付書により、金融機関窓口で納入していただきます。(口座振替は行っていません。)

IV 返還月額

貸付総額によって月賦の金額を定めていますので参考にしてください。

(この金額を下回らないよう、返還計画書を作成していただきます。)

貸付を受けた奨学金の額	割賦金の月額
500,000円以下のもの	5,000円
500,000円を超え750,000円以下のもの	6,000円
750,000円を超え1,000,000円以下のもの	7,000円
1,000,000円を超え1,250,000円以下のもの	8,000円
1,250,000円を超え1,500,000円以下のもの	9,000円
1,500,000円を超え1,750,000円以下のもの	10,000円
1,750,000円を超え2,000,000円以下のもの	11,000円
2,000,000円を超え2,250,000円以下のもの	12,000円
2,250,000円を超え2,500,000円以下のもの	13,000円
2,500,000円を超え2,750,000円以下のもの	14,000円
2,750,000円を超えるもの	15,000円

※ 高校・大学と2つの貸付を受けた場合は、貸付を受けた総額を「貸付を受けた奨学金の額」とする。

V 返還の猶予・免除

(1) 返還の猶予

奨学生又は奨学生であった者が、次のいずれかに該当するときは、審査会の判定により、奨学金の返還を猶予することができます。

① 高等学校や大学等に在学するとき

② 生活保護法による生活保護を受けているとき

③ 災害、盗難、疾病、負傷その他やむをえない事由により、返還期日に奨学金を返還することが著しく困難になったと認められるとき

(2) 返還の免除

奨学生又は奨学生であった者が、次のいずれかに該当するときは、奨学金の一部又は全部を免除することができます。※審査会の判定や免除基準あり

- ① 死亡したとき
- ② 精神又は身体に著しい障害を受けたとき
- ③ 生死が明らかでないとき
- ④ 安芸高田市内へ居住したとき

VI 返還金の滞納

正当な理由なく返還を滞納したときは、借受人(奨学生)・連帯保証人に文書・電話又は訪問による督促を行い、それでも返還のないときは、法の定めに従い厳しい措置を行うことがあります。また、滞納額に対し、延滞金が加算されます。

○その他

I 修学状況の報告

奨学生は、前年度に引き続き奨学金の貸付を受けようとする場合は、毎年4月20日までに、「在学証明書」を安芸高田市教育委員会に提出していただきます。また、卒業した時は、「卒業証明書」を提出していただきます。

II 異動届出

奨学生(返還中の方を含む)は、次のいずれかに該当するときは、その内容を安芸高田市教育委員会へ届け出ることが必要です。

- ① 退学又は休学若しくは停学その他の処分を受けたとき
- ② 転学したとき
- ③ 住所又は氏名を変更したとき
- ④ 連帯保証人を変更したとき
- ⑤ 連帯保証人の住所又は氏名を変更したとき
- ⑥ 貸付を辞退するとき
- ⑦ 奨学生(返還中の方を含む)が死亡したとき(親権者等が届けでてください。)

お問い合わせ先

安芸高田市教育委員会 教育総務課 総務係

(安芸高田市吉田町吉田 761 番地(クリスタルアージュ3階) 電話:0826-42-0049